

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく 相談活動等の実施状況について(令和7年度)

1 障害を理由とする差別等を解消するための支援体制

(1) 相談員の配置

県及び市町村では、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（以下「沖縄県共生社会条例」）や障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別等を解消するための相談体制を整備し、双方が連携、協力して差別等の解消に取り組んでいます。

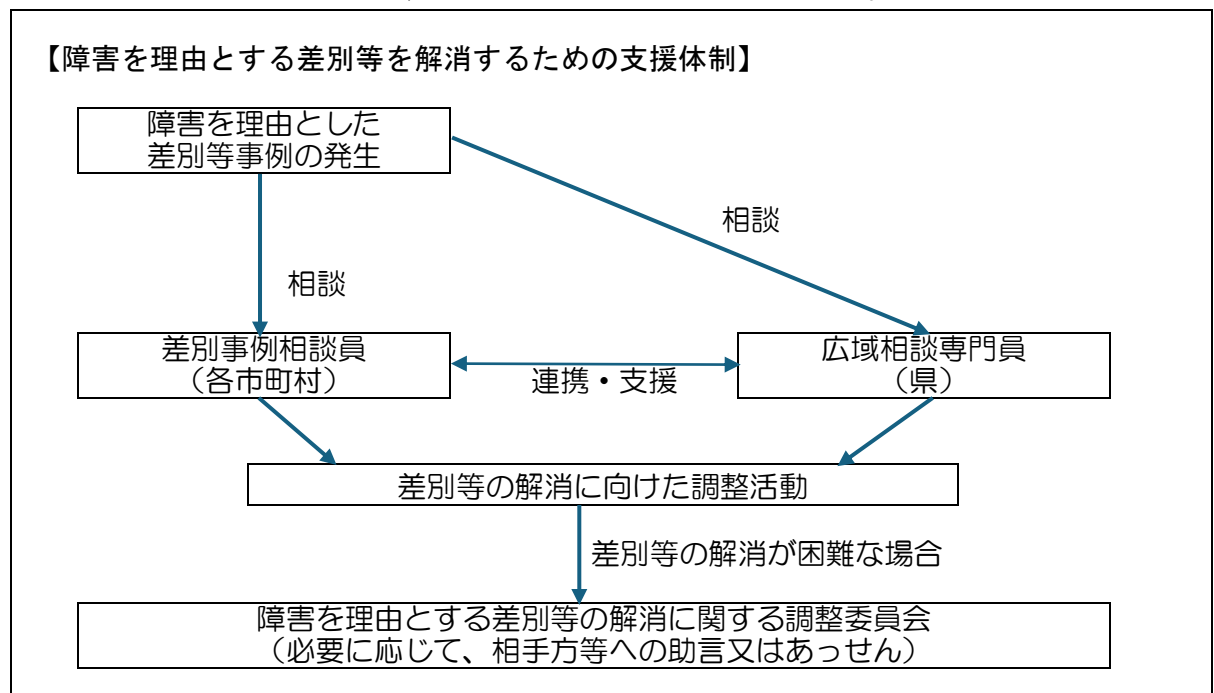
市町村に差別等に関する相談業務を行う相談員（以下、差別事例相談員）を、県に広域相談専門員を配置するなどして相談体制を構築しているほか、県では差別事例相談員を対象とした研修を開催し、具体的相談事例における技術的支援を行っています。

また、広域相談専門員に直接寄せられた相談については、関係機関と連携しながら調整活動を行い、差別等の解消を図っています。

(2) 調整委員会による差別等の解消

差別事例相談員及び広域相談専門員による調整活動で差別等の解消が困難な場合には、障害のある人やその家族等は、知事に対し、差別等の解消を図るための助言又はあっせんを求めることができます。

助言又はあっせんの求めを受けた場合には、障害のある人やその家族、学識経験者等から構成される「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」で必要な調査、審議を行い、必要に応じて、差別等の相手方などへの助言又はあっせんを行うことで差別等の解消を図る体制を整備しています。



2 相談活動の実施状況

(1) 相談員数

相談員の人数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
県 (広域相談専門員)	2人	2人	2人	2人	2人
市町村 (差別事例相談員)	160人	143人	148人	157人	158人

※ 各年度末現在の相談員数（直営、委託を含む）

(2) 相談者数

ア 相談者数の推移

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の相談者は、県と市町村の合計で64人となっています。これらの相談に対する電話、面談等の延べ対応回数は308回となっており、1相談者当たり約4.8回の対応となっています。

相談者数の推移（カッコ内は延べ対応回数）

【人(回)】

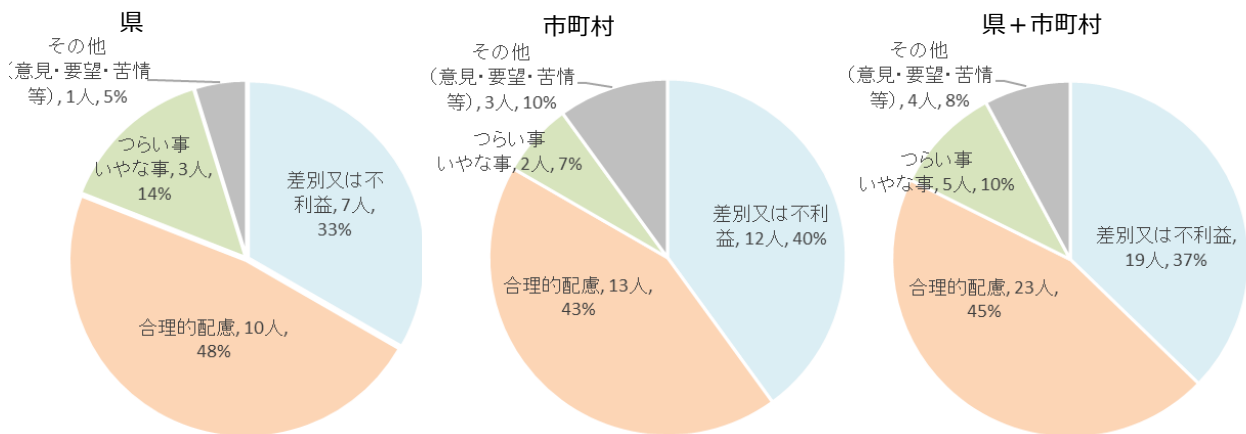
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
相談者数及び対応回数	82 (255)	72 (383)	78 (367)	86 (554)	64 (308)
県 (広域相談専門員)	40 (111)	43 (216)	58 (255)	54 (210)	24 (183)
市町村 (差別事例相談員)	42 (144)	29 (167)	20 (112)	32 (344)	40 (125)

イ 類型別相談者数

相談者を類型別にみると、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が19人、合理的配慮に関する相談が23人、つらい事・いやな事に関する相談が5人、その他の意見、要望、苦情等が4人となっています。

類型別相談者数 ※未終結は含まないため、(2)ア相談者数とは一致しない。

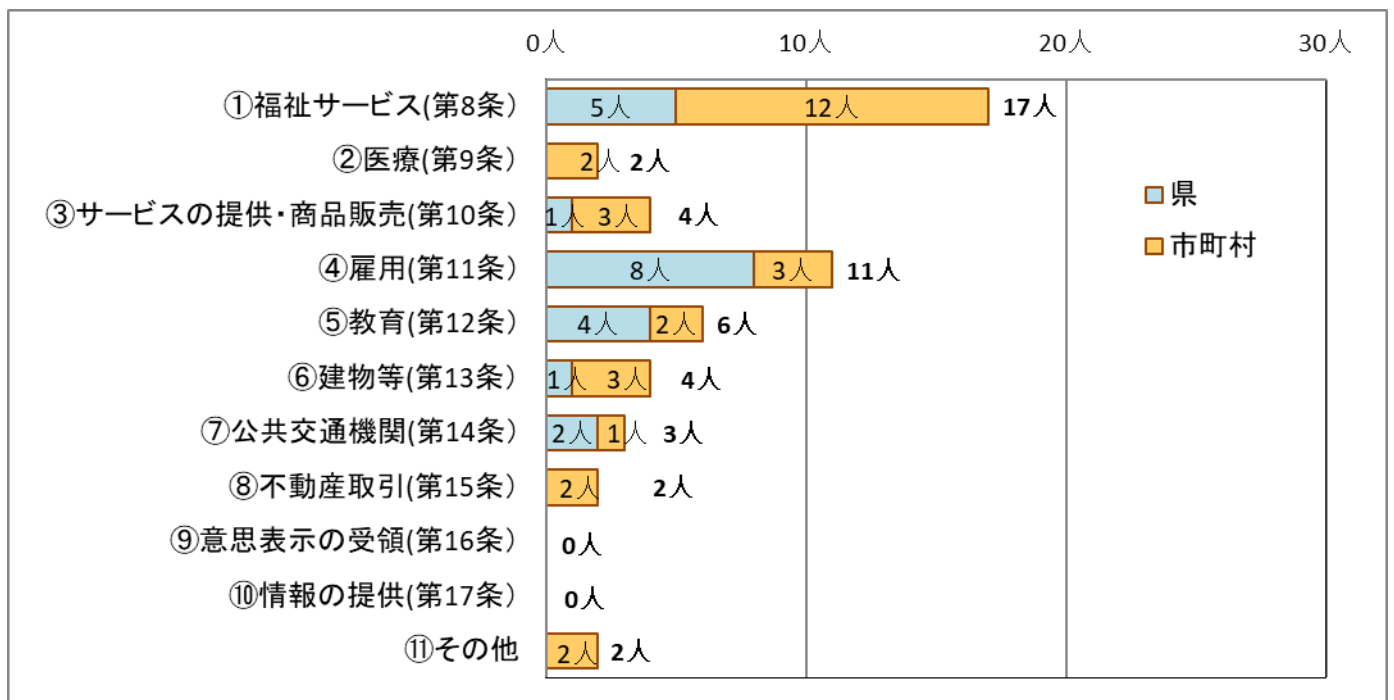
	差別又は不利益	合理的配慮	つらい事 いやな事	その他 (意見・要望 ・苦情等)	合計
類型別相談者数	19人	23人	5人	4人	51人
県 (広域相談専門員)	7人	10人	3人	1人	21人
市町村 (差別事例相談員)	12人	13人	2人	3人	30人



ウ 分野別相談者数

相談者を分野別にみると、「福祉サービス」に関する相談が17人と最も多く、続いて「雇用」が11人、「教育」が6人、「サービスの提供・商品販売」及び「建物等」が4人、「公共交通機関」が3人の順となっています。

「その他」は、条例に規定する分野に振り分けられない相談となっています。



エ 主な対応方法

相談の主な対応方法としては、「調査・調整」が24人と最も多く、続いて「紹介・伝達」及び「傾聴」がそれぞれ8人の順となっています。

「対応継続中」は、年度をまたいで引き続き対応中の件数です。

主な対応方法

区分		助言	紹介・伝達	調査・調整	傾聴	その他	対応継続中	合計
類型別相談者数		4人	8人	24人	8人	7人	13人	64人
	県 (広域相談専門員)	0人	4人	10人	3人	4人	3人	24人
	市町村 (差別事例相談員)	4人	4人	14人	5人	3人	10人	40人

※この件数は、過年度に相談を受け付けた分も含まれるため、上記(2)ア～ウの相談者数と必ずしも一致しません。

※ 各対応方法の内容については、以下のとおり。

助 言：相談者への助言や情報提供により終結したもの。

紹介・伝達：他の相談窓口や専門機関への紹介、又はそれら関係機関への伝達により終結したもの。

調査・調整：相手方への調査、調整を実施し、相手方へ助言・伝達又は相手方の改善策等の実施により終結したもの。

傾 聴：相談者が相手方への調査、調整を望まない場合や県、市町村への意見など、傾聴のみで終結したもの。

そ の 他：上記以外の方法により終結したもの。

3 相談事例

事例 1

分野	建物等（第13条）	類型	合理的配慮
主訴	宿泊施設について施設入口に一段だけ段差があるので、車いすで入場できず、いつも従業員に裏口のシャッターを開けてもらい入場している。 その段差をスロープ化してもらえれば車いす利用でも単独で入場でき、従業員の負担にならないかと思っている。事業者が無理のない範囲で合理的配慮としての一段の段差を解消するスロープの設置を検討して欲しい。		
対応 ・ 結果	宿泊施設へ訪問し、相談内容と庁内関係課より得られた助言を事業者側へ伝えた。宿泊施設は財務状況からスロープの設置はできなかったが、段差解消のために板を設置する対応を行った。		

事例 2

分野	公共交通機関（第14条）	類型	差別
主訴	相談者から前もってバス会社へ連絡し、「車いすであること」、「乗車場所・時間」を知らせていたにも関わらず、乗車を拒否された。		
対応 ・ 結果	相談者へ意向を確認し、希望日時にバスを確実に利用出来るように、また、今後同じようなことが起きないように再発防止や改善策を講じて欲しい旨、当該バス会社へお願いした。 その後、バス会社へ経過を確認したところ、相談者が希望する時間に円滑に利用できたことや、改善策「乗務員への再教育・指導の徹底」、「情報伝達体制の強化」等の再発防止に努めていることなどの対応が確認できたため、終結した。		

事例 3

分野	サービスの提供・商品販売（第10条）	類型	合理的配慮
主訴	スーパーへ買い物に行ったときに電動車いすの入店を拒否され、店舗に準備されている自走式車イスへの移乗を求められた。手に麻痺がありハンドリムの使用が困難なため、電動車いすを使用しており入店を諦めた。		
対応 ・ 結果	スーパーへ連絡を取り、相談者と含めた話し合いの機会を調整し理解を求めた。 新装開店に伴い、新規で採用された職員への理解不足があったことから、職場内で周知を行うとのことで店長から相談者へ説明し、本人の納得が得られた。		

4 普及・啓発活動の実施

県では、心のバリアフリー推進事業を実施し、障害のある人に対する理解促進を図るためのイベントの開催や特設サイトの設置等、普及啓発に係る取組を行いました。

(1) 商業施設を活用した障害理解を促進するイベントの開催

【内容】

ドローンフットボール・ボッチャ体験
子どもたちによるステージプログラム
障害種別ごとの特性や配慮に関する掲示
など

【日程・場所】

令和8年1月10日（土）サンエー那覇メインプレイス
令和8年1月31日（土）・2月1日（日）イオン南風原店
令和8年2月7日（土）マックスバリュ宮古南店
令和8年2月14日（土）マックスバリュやいま店
など



(2) 夏休み子ども向けイベント（ステージ・ブース参加）

【内容】

若い家族や子どもたちが集まるイベントに参加し啓発を行った。
ブース（ボッチャ体験・合理的配慮パネル展）、ステージなど

【日時】 令和7年8月9日（土）・10日（日）

【場所】 沖縄コンベンションセンター

【主催】 沖縄コンベンションセンター、琉球朝日放送（株）

(3) 特設サイトの開設

心のバリアフリーについて考える資料やイベントの情報等を掲載



5 研修・講座等の実施

(1) 障害者差別に関する相談員研修

市町村、相談支援事業所など障害者に関する相談員を対象に、差別相談に応じる相談員の資質向上を図るため、障害者差別に関する相談員研修を実施しました。

※障害当事者等を講師に招き、障害者差別や合理的配慮に関する検討事例を実施

【日程・場所】

令和8年1月14日（水）午後 沖縄県総合福祉センター

令和8年1月19日（月）午後 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

令和8年1月30日（金）午後 大濱信泉記念館

令和8年1月30日（金）午後 あやかりの杜



(2) 障害理解促進講座

県内の事業者等を対象に、各障害の特性や必要な配慮等の理解を深めるため、障害理解促進講座を実施しました。

【テーマ】障害者差別解消法・共生社会条例の理念、合理的配慮の考え方

障害者や障害特性への理解、障害のある方とのコミュニケーション方法

【日程・場所】

令和7年11月10日（月）オンライン

令和7年11月13日（木）沖縄県総合福祉センター

令和8年2月6日（金）宮古島市役所

令和8年2月13日（金）石垣市健康福祉センター



(3) 県職員向け研修

自治研修所が実施する階層別研修（課長級研修及び新採用職員研修）において、障害者差別の解消や合理的配慮に関する考え方、職員の対応要領等に関する研修を実施しました。

【日程】※場所はいずれも沖縄県自治研修所

令和7年4月 課長級研修

令和7年10月 新採用職員後期研修